

第1回障がい者計画策定・推進部会 会議録

日時 平成25年8月8日（木） 午後2時から午後4時

場所 大阪市役所 屋上階会議室

曾根・障がい福祉課担当係長：（開会）

出海・障がい者施策部長：（あいさつ）

曾根係長：（出席者紹介、資料確認等）

三田座長：2時間という限られた時間だが、非常に盛りだくさんだ。第4期の大阪市障がい福祉計画の策定と、大阪市障がい者支援計画の中間見直しを行う必要があり、その策定にあたって、基礎調査を実施するという事になっている。それについては、ワーキングで重ねていただき、調査票が案として上がってきているので、それを中心に議論したいと思っている。総合支援法もスタートしていろいろと変わる中で、大阪でのきちんとした計画を作るために、少しでも利用者のニーズが反映できるような基礎調査になればいいと思う。初めての委員もいらっしゃるが、ご遠慮なくご意見、ご質問をいただければと思う。よろしく願います。それでは、議題1から進めていきたい。障がい者支援計画の進捗状況についての報告を、事務局から願います。

【議題1 大阪市障がい者支援計画の進捗状況について】

中島・障がい福祉課長：（資料2により説明）

三田座長：ありがとうございます。たぶん、点字版のページを探す前に次に行き、しかも、「記載をしております」という報告は見えることを前提にしている。コミュニケーション・情報の支援と人にやさしくない会議をやっているようで、本当に申し訳ない。

山野委員：事前に資料のテキストデータをパソコンに送ってもらっている。それを音声で読んできている。

三田座長：今、報告をいただいたが、ご質問、ご意見があれば願います。

古田委員：9 ページ、相談支援のところだが、箇所数が示されているだけだ。2 年前に議論をして、昨年 4 月から相談支援体制再編ということになったが、この間、各区相談支援センターは、3 障がい対応、虐待防止、困難ケースへの対応、さらに計画相談、自立支援協議会の運営と、かなり任務を過剰に背負わされた状態になっている。また、精神の地活センター・生活支援型というのが、元々は相談支援の役割だったのだが、これが再編の過程で地活センターという位置づけにされて、担当が障がい支援課に変わっていたり、退院促進はこころの健康センターが対応だとか、計画相談は障がい福祉課だと、担当があいまいになってしまった。そのような意味からも、区の相談支援センターは、果たしてこのままでよいのかという問題もあると思うので、役割の整理をお願いしたいと思っている。精神の地活センターも、やはり相談支援センターとしての役割ということになると思うので、来年度に向けては、その位置付けをもう一度相談支援に位置付けるようにご検討いただけたらと思う。

教育のところ、前に、支援員とか補助員、これから地域で共に学ぶというのを推進するためにということで、重要な課題について数値が報告されていないと言われてもらったが、今回はどこかに入っているのか？

中島課長：相談体制のところだが、24 年度からの計画の中で、新たな相談体制ということでスタートしているところだが、24 区の相談センターでいろいろと負担が大きくなってきていると。確かに、相談件数も増えているし、難しい課題も増えていると聞いている。基幹センターの後方支援の役割もあわせてだが、次期計画の中でもどうするのかということが出てくると思うが、我々も検討を進めていきたいと思うし、役割もきちっとしていくということで検討を進めていきたい。精神の方は、元々精神の地域生活支援センターからスタートしているので、どうしても専門の精神保健福祉士を配置しているということもあり、かなり専門性が高いところなので、24 か所でなかなか精神の方の対応が難しいケースもあると思うが、そういった機能と連携が図れるよう、24 区全体の中で 9 センターと連携が図れるような体制も、委員のご意見も聞きながら検討していきたいと思っている。

古田委員：各区の相談支援センターはかなり大変な状況に追い込まれていて、倒れる人が出てくるとか、このままではバーンアウトしてしまいかねないので、よろしく願います。精神の地活センターは、日中活動みたいな位置づけにされてしまって、それにちょっと相談支援が付いているみたいな形に変わってしまったら問題だ。やはり、精神障がい者の専門的な相談支援が主な役割なので、精神障がい者の相談支援センターとしての位置付けを、もう一度明確にさせていただくようお願いしておく。

島田・特別支援教育担当課長：教育活動支援員と補助員の数を資料に載せていないので、改善してまいりたい。数については、教育活動支援員は小・中合わせて 242 名、

補助員は191名だ。（全然変わっていない。）そこも含めて、掲載の仕方を改善していきたい。

古田委員：前にも島田課長とはずいぶん議論させていただいたが、地域で学ぶ障がい児はどんどん増えていき、高等部の門が狭いので、支援学校の方も、小・中を含めて圧迫状態が生まれているということで、高校問題をどう解決するのかということと、小・中で増えている障がい児のための支援員、補助員をどう増員するかが大事な課題。だが、これが全然増えない。その課題についてここに示していただき、今後、増員の努力をお願いしたいと思う。よろしく願います。

小泉委員：27年度より計画を立てないといけないということになっていると思うが、介護保険で問題になり理解はできるのだが、同法人ではいけないと、どの文書を読んでも感じる。なかなか相談事業を外で確実にしていただけるのは難しいし、内容を把握しているところの方がきちんとした計画を立ててくれる。同法人だと介護保険のようなことがあってはいけないという危惧があると思うが、実際に、利用者が本当に安心して計画を立ててもらえるところということで、もう一度考えていただけたらと思う。絶対にダメとは書いていないが、同法人は望ましくない。それがどの程度のことなのか聞かせてもらわないと、我々の法人でも、立ち上げようか、それだったらやめておこうかと、他のところでも危惧しているところが多々ある。それが認められるのなら立ち上げるが、認められないのであれば立ち上げないと皆さんおっしゃっているので、はっきりしていただけたらありがたい。

三田座長：大阪市の方が答えられることではないかもしれないが、私の理解では、同法人というか、同じ事業所がだめで、法人でいろいろやっている場合にはいいのではないかと思う。その辺が、いろいろな解釈がある。参考資料の総合支援法の施行にかかる主な検討課題には関係するかもしれないが、相談支援ということで今のお話が出たと思うが、古田委員の言われた現場の現状も紹介いただいたということで。あと、数字はぜひ記載をお願いしたいと思う。

井上委員：2点。数字が書かれているが、23年度と24年度で、24年度の方が数字が減っているようなものがあるが、どう評価するのかも書いていただかないと、この数字だけを読んでも、なかなか意味合いがつかめない。進捗状況ということであれば、工夫していただきたい。2点目は、13ページの日中活動サービスのところで、生活介護や自立訓練事業の数字が全然出ていないのはどういうことか。それと、前回の福祉計画の段階でも、就労継続Aは非常に悩ましいと、目標数値を10ぐらい挙げていて、なかなか増えなかった事業だと思うのだが、この数字を見ると、56か所まで増えている。基本は最賃保障というのが就労継続支援Aの状況だと思うが、中には、厚生労働省の方では、短時間労働にして、時間給で最賃をクリアさせるようなA型事業所もあって、かなり警戒しているのだが、56か所まで増えていて、その実態がど

うなのかという評価を聞かせていただきたい。もう1点気になったのは、例えば24ページのところで、発達障がい者就労支援事業の実績1名とか、32ページの心身障がい者リハビリテーションセンターでの医学相談1名。年間1名の事業というのは、どういう評価なのか、お聞かせいただきたい。

中島課長：数字が減っているところについてはわかる形にさせていただきたいと思っている。井上委員からA型の話が出たが、これは地域活動支援センターのA型なので、作業所から経過措置の最終年度で移行したもののなので、就労Aの事業所ではない。書き方が申し訳ないが、そういう意味合いだ。福祉計画に基づく数値目標については、今回一部載せていないので、井上委員からご指摘のあった就労系や日中系のものや、数値目標で入所施設からの地域移行などについては、次回の部会の中で、改めて全体をまとめて進捗状況をご説明したいと思っているので、申し訳ないがよろしくお願ひしたい。それから、発達の1名はコーディネータの配置状況なので、これも、相談がどれぐらいあったかという形の評価がわかるようなものにしていきたいと思う。32ページのリハビリテーションセンターの方も、意思1名ということなので、これも対応した方の数ではないので、実績のわかるような形で修正させていただきたい。

井上委員：医師の配置を書いても仕方がない。

中島課長：発達の就労も、配置人数を書いても意味がないので、相談件数に。
(他とは基準が違う。)

古田委員：相談も、事業所の数を何回も出しているが、そんなものより件数がどうだとか、もっと内容がわかるような精査をしないのか？

中島課長：件数が出ていないということは箇所数しかないところもあるが、箇所数と、例えば相談延べ件数がいくらあるとか、実数がわかる形には、次回から修正させていただきたいと思う。

三田座長：何のために進捗状況をここで共有するかということで、記載などもお願ひしたいと思う。

坪井委員：20ページ、(3)のことについては、高等学校・高等部となっているのだが、これについてはほとんどが特別支援学校の高等部のことについて書かれていると思ってよいか。精神障がい者はほとんど特別支援学校には行かないと思うが、そういう方たちに対する特別な教育的プログラムとか支援というのは、ここでは扱っていないが、全くないと思ってよいか？

島田課長：高等学校においても、精神障がいも含めて、多種のいろいろな障がいを有している方の入学というのが現実にあつて、高等学校教育担当も、必要に応じて、支援をする人的配置をしたり、対応をしている状況にはある。ただ、この表については、特別支援学校高等部を中心に記載しているので、確かにその部分が出ていない。

三田座長：プログラムはいろいろやっているというのが質問の答えだったようだが、坪井さん、大丈夫か？ありがとうございます。質問がたくさん出る背景には、たぶんまとめ方や数字の出し方を考えた方がいいのではないかという箇所がずいぶんあるような気がした。まだまだご意見もあるかと思うが、大変申し訳ないが、次に進めさせていただきたいと思う。

中島課長：三田座長からご指摘いただいた、進捗状況については記載の仕方がわかりにくい、あるいは不十分だご指摘いただいているので、改めてわかる形で記載について工夫したい。次の議題2以降だが、調査の関係の議題でご審議いただくが、関係部局だけが残って、それ以外のところは退席させていただきたいと思う。部長も、他の公務のため退席させていただく。

【議題2 平成25年度大阪市障がい者等基礎調査（案）について】

三田座長：議題2に行きたいと思うが、この間4回、ワーキング会議を熱心に行っていたが、その成果として先ほどのたくさんの調査票が出てきたが、ワーキングの井上委員から会議の経過報告を受けて、引き続き事務局から報告いただければと思う。

井上委員：総合ワーキングは12名の委員で構成されており、平成25年5月30日の第1回会議から4回にわたって基礎調査票の検討を行ってきた。当初、座長は大阪脊損協会の辻さんが選任されていたのだが、途中で体調を崩されたということで、第3回目より井上が代行を務めさせていただいた。従って、今日は井上から若干の報告をさせていただきたいと思っている。

今回の基礎調査の目的は、何度かご紹介があったように、27年度からの第4期大阪市障がい福祉計画の策定及び大阪市障がい者支援計画の中間見直しを行う必要があるということで、策定にあたっての基礎資料にしていくということで、障がい当事者や家族の方々の生活状況やニーズ等を把握し、今後の支援のあり方を検討するための参考とするということで、この調査を行うという旨が確認された。基本的には、今回の基礎調査から、障がい者施策をとりまく状況が大きく変化しており、25年度からは障害者総合支援法が実施されていることも踏まえて、サービス等に関する設問を補正していく必要があることと、重点的に把握していく必要がある項目に関する一定の設問数を確保しながら、回答者にとって負担とならないと。実は、前回調査はかなりのボリュームがあり、書かれた方も大変だったかなと思うが、実際に集計して、それ

が十分に活用できたのかという反省もあり、今回はできるだけシンプルにしていこうということで議論を進めてきた。

最初の段階で、委員からは、この間の様々な制度上の変化に関わって、障害者総合支援法のみならず、障害者差別解消法の創設とかいろいろな法制度が整備されてきた部分もあって、そのことを踏まえて対応していくことが必要だ、特に、障がい福祉サービスの対象となった難病の方々の課題とか、高齢期を迎えた障がい者の課題、大規模災害時の障がい者のニーズ、精神障がい者や発達障がい者の方々の個別の障がい特性に応じたニーズの把握等を行うべきだというご意見があった。加えて、これはなかなかご回答いただけなかったのだが、今後の大阪都構想というのが大都市局で進められていることもあり、その関係はどうなるのかというご質問もあったのだが、これはよくわからない、ともかく粛々と大阪市としての次の計画を作ろうということ想定している。ただ、場合によっては区割りが行われるということもあるので、区ごとの状況が把握できるような調査にもしていこうということで、整理を図ってきたところだ。特に、先ほど申したように、前回調査において、多様な項目や回答しにくい表現等について精査したことと、より簡単に回答しやすく、回収後の集計も適切に行われるように、設問数や選択肢の精査などを行ってきた。主として留意した内容について、主な事項は6点あるが、障がい者福祉サービスの利用状況とその課題、社会参加の状況、住まいの状況、相談・情報入手の状況、障がい者の医療にかかわる課題、障がい者の権利・施策全般に望むことというニーズも盛り込まれるようにしたいということで、議論を重ねてきた。詳細は事務局から報告していただくが、特に、回答選択肢等については、それぞれの団体から、実態を踏まえて、この表現ではわからないということも含めて、できるだけ回答者がわかりやすいような表現にしていくという変更等も行ってきたところだ。ぜひ、今日、その整理の上での報告をさせていただくので、こちらの委員の方でも気づかれた点をご意見としてたまわればと思っている。

中島課長：（資料3から資料12により説明）

三田座長：調査票の案について説明いただいたが、何かご質問・ご意見があればお願いします。

福田委員：相談事業や災害時に協力者を求める時に、近所の人と地域の人と書いてあるが、近所と地域はどう違うのか。一緒ではないか。それならば地域の人と。地域の方とは役員の方を示されていると思うが。例えば、資料4、本人用調査票の12ページの1番、相談先や情報の入手についてお尋ねしますの(3)。

三田座長：同じ選択肢に「近所の人・地域の人」と書いてある。

福田委員：地域と近所は一緒ではないかと思うが、何か意味があるのか。

中島課長：特別な意味はないが、近所の方と言えば隣近所の方になるし、地域の方と言えば、例えば地域で相談されている方のように幅広くなってくるので。これは地域で相談する方がすぐ身近にいるかどうかを聞いているので、その場合に、隣近所と、町会の役員などの地域の役員の方だと、少しニュアンスが違ってくる。いずれか選択していただければ、地域の関係があるのかがわかるので、できるだけ本人が選択肢に○をしやすいように近所と地域に分けたが、必要ならば考えさせていただく。

三田座長：家族でもなく、同僚でもなく、友人でもなく、福祉関係の人でもなく、地域の人。地域の人というとなぶんわかりにくいので、近所の人と入れたのかと思う。

福田委員：地域の人というのは役員の方なのかと思う。

三田座長：それも、人によって違うのではないかと思う。

中島課長：取り方は違うと思うので、選択肢に幅を持たせたような形にしている。近所の方でも地域の役員をイメージする方もいるので、いろいろかと思うが、答えに幅を持たせているというところはある。もし、わかりづらいということなら、近所の方とか。

三田座長：「人」を「方」にしても。だが、近所の人では、かなり限定になるので、地域の人でも。

井上委員：むしろ、こういう方が、意味合いとしてはわかりやすい。

三田座長：他に含まれないけれどもということ。私はこういうのがいい方がいかなど。つまり、他には含まれないけれどもという人は、幅広く含まれる。

福田委員：資料 12 の 10 ページの問 5 では、相談・情報の入手方法には書いていないので。

中島課長：同じ資料で、11 ページの災害時のところでは、同じように近所・地域と書いているし、いまおっしゃっている問 5 は、どちらかといえば病気の相談のことなので。

三田座長：問 5 の (2) というのは病気や療養に関する必要な情報の入手先ということで言っていて、さっきのに合わせてみると、11 ページの (4) には近所の人・地域の人というのがある。緊急時、災害時については、調査票はそろっているということだ。

福田委員：病気の時も近所の人に聞く。困った時にはどこの医者に行ったらいいかというのは聞くので。

川本・保健所管理課長代理：小児慢性特定疾患で、子どもさんの病気の関係での相談や情報の入手について尋ねているところで、相談先としてこういったところが多いのではないかとということで挙げさせていただいている。近所の方ということになれば、その他に○をしていただくと。

三田座長：その他で書いていただければいいということか。（はい。） 福田委員、どうか？

福田委員：了解だ。そんな風に考える。慢性疾患、ぜんそくの時に近所の人に尋ねたので。

山中委員：この調査票だが、このまま本人宛に郵送されるのか？送付文は付くのか？

中島課長：当然、送付文は。ルビもふれていないので。目的などは鏡も入れて送らせていただく。

山中委員：27年度の第4期大阪市障がい福祉計画策定と、それから大阪市障がい者支援計画の中間見直しを行うためにというのを強調した形で、目的をはっきりした形で送ってあげたらいいと思っているので、よろしく願いしたい。

木村委員：一つは、調査票の送付予定数で、精神が一番少ないのだが、これはどういう基準で選んでいるのか。精神障がい者福祉手帳所持者と自立支援医療を合わせると、すごい数になるのだが。あと、本人用調査票は、3障がい一緒の、同じ項目の調査というのがどんなものかと引っかかった。先ほどの説明で、一応、障がい者特性に合った調査の仕方がもっとあってもいいのではないかと思った。私もざっとしか見ていなかったが、精神障がい者の場合、なかなか答えにくいところが結構あるのと、この調査の結果に基づいて、平成27年度からの計画策定に影響するということだが、精神障がい者の場合は、医療機関につながらない人が結構多い。その辺の人たちがどう反映されるのかということと、いろいろなサービスに関わっていない、この調査票の中にもどこにも行かないで家にいるというのがあるが、精神の場合はたぶんここが一番多くなるのではないかと思うが、そういう場合のその後がどうなっていくのか。前回調査の結果の中でも、どこにも関わらないで家の中にいる人が一番多かったように思うが、そういうところの策定がどうなっているのか。家族用の調査にしても、家族がどういう介助をしているかというのが主になっているが、精神の方ではないと思うが、障がい者を抱えた家族がどういう状況になるのかというのは、もう少し考えて

ほしいと思う。やはり、家族の心の叫びというのは悲痛なもので、特に精神障がいの場合、統合失調症などは思春期に発症すると、家族もそれに合わせてうつになったり、病気になってしまう。その意味では、家族も当事者的な扱いがあるので、家族に対する支援というのを、こういう調査を踏まえながらどう考えていくのかをお聞きしたい。

三田座長：あとの二つは、何もすることがなくてずっと家にいるとか、あるいは、ここからも上がってこないような家族の苦悩の状況についてのフォローというのは、調査の結果がまとまった後の話で、推測でしかできない部分もあると思う。それについては、ちょっと答えにくいかと思っている。精神の数が少ないのではないかということについては、いかがだろうか？

桃井係員：全体の母数から統計学上必要な数字を出し、それに前回調査の回答率を返している。前回調査で、精神の方は比較的回答率がよかったということで、今回の抽出数が少し少なくなっているという風に見えるが、数が少ないからといって、それだけ意見が反映されていないということではない。

三田座長：さっきの説明だと、手帳所持者と通院医療費を受けている人を元に算出したと言われたので、それによっては誤解されたということなので、その後にもう一度統計学上の数字の出し直しをやって、こうなったと。

桃井係員：必要数を統計学上の数字に当てはめて、これぐらい意見をいただければ全体の意見として大丈夫だろうというのがある。それに、前回のそれぞれの障がい部位の回答率を足して、今の数に。身体の場合は、障がい種別ごとにとっているの、どうしても数字が多くなっている。

三田座長：ありがとうございます。3障がいと一緒にしているというのは、精神だけを別にした形にはなっていない理由は？

中島課長：以前は、身体・知的、精神、それぞれ別でやっていたが、3障がい、難病の方も入られたということで、質問用紙については手帳をお持ちの方を同じ調査票で比較できるような形にさせていただいている。その中でも、精神の方の状況ということもあるので、例えば、日常生活でどんなことで困っているかという中に、身体障がいの方の困り事もあれば、精神の障がいのある方でも、例えば外出がしづらくなるとか、いくつか質問を残しながらやって来たので、決して精神障がいの方の項目がなくなっているということではなく、そういった配慮した設問も入れながら、項目について検討してきたところだ。

木村委員：種別によっていろいろ違うと思う。それが、3障がい一つの調査項目というのがどうなのか。堺市では、精神障がい者の日常生活の実態調査の委員会を設置していると聞いているが、種別に応じた調査の仕方をしてほしいと思う。

中島課長：今回の調査は、項目は同じだが、障がい種別でクロス集計をかけながら、精神障がいの方だけのニーズは拾い上げられるので、全部一緒に統計処理するというわけではないので、障がいの種類によって比較検討ができるような形で、例えば、障がい種別で答えていただいて、精神障がいの方だけの統計処理もできるので、そういう形でニーズを把握していくということで分析していきたいと思う。

三田座長：障がい種別で言われている生活のしづらさがあるが、これであえて平面にすることによって、その結果で、もしかしたら新しい面が見えてくるかも、例えば、身体の人でも感情のコントロールやストレスなどもたくさん上がるだろうし、ということも見られるかもしれないし。今回あえて質問をかなり減らしたということで、サンプルになって見えづらいかなと思う反面、もしかしたらこちらはこうではないかと思っていたが、実は共通するものもずいぶんあったという結果になるのかなという印象を受けた。おっしゃることはわかる。ニーズが把握できるような調査票なのかと言われたら、ううんというところもあるかもしれないが、精神だけを特出するののもどうなのだろうという面もあって。

坪井委員：私は、精神だけをというのではなく、とりあえず同じものでやってもいいと思っている。対象者のことについて質問が出ていたと思うが、ちょっとニュアンスが違うが、ワーキング部会で、自立支援医療も使っていないような、会社に隠してとか、地域に隠して、手帳も取っていないような対象者を、どのように拾い上げていくのかと質問したが、それについてはやりにくいという表現をされていたと思う。私としては、木村委員の質問と同じように、精神科にかかっている方全般の中から抽出してほしいという気持ちはある。

三田座長：本当は、何のサービスも利用していない方たちの実態が知りたいのはやまやまなのだが、その方たちをどうやって掘り起こすかというのは、かなり難しい問題もあるので、今回の調査結果を分析する際に、そういう人たちのことを念頭に置きながら分析する必要があるのではないかと。ここに出ている声は、何らかのサービスに引っかかっている人なのだとすることを考えると、たぶん家族だけとの世界で何のサービスもなくやっている人もいるのではないかとということが書けるのではないかとと思う。おっしゃることはよくわかっている。

中島課長：確かに、坪井委員がおっしゃったみたいに、サービスを受けていない人のニーズはどうするのかというのがワーキングでもあった。そこは、調査方法の限界と、そこから出てきた内容で推測しないといけないことというのは出てくるので、な

かなか実態としてその方がどこにいるのかわからない、調査しにくいという議論があったので、課題としては当然認識はしているが、調査方法の限界で難しいかなと思う。

三田座長：それは調査が出てきた後の話だ。どういう方たちをサービスにつなげるかということになってくる。拾い起こしをすると、権利にも関わってくることになるので、難しい問題をはらんでいる部分もある。

中尾委員：資料4の14ページ、医療についてお尋ねしますというところだが、1から11まで項目があるのだが、医療費が高いとか、負担が大きいとか、こういうものは具体的なものでわかるのだが、4番の医師の理解が得られないというのが、医師としてわかりにくい。医師が障がい特性を理解していないということか、あるいは、多くの医師が障がい者医療について理解していないのか、あるいは、人権や障がい者差別などに理解していないのか。このように書かれると、医師としてはちょっと。もうちょっと優しく問うていただかないと、なかなか難しいかなという気がする。もし、医師の理解が得られないということでものすごくたくさんあれば、医師会としてはどんな研修をこれから医師の方々にすればいいのかわからないので、もうちょっと具体的にしていなければありがたい。

三田座長：細分化して、これが三つぐらいになってもいいのだろうか？障がいの理解が得られないとか、患者とのコミュニケーションがうまくできないとか、どんどん増えていくとあれだが。この大きなざっくりとしたものだと、確かに折角結果が出て、どうして行ったらいいのだろうかというのがあるような気がするが。

中島課長：おっしゃるとおりだと思う。今日はワーキングの委員もおられるので、もしこういうことでというアドバイスをいただければありがたい。

三田座長：あるいは、今おっしゃってくださったことを元に、もう一度検討し直して丁寧にやってみるか？

中島課長：表現は確かにわかりにくいし、誤解を招きやすい。（全否定みたいだ。）

井上委員：ワーキングの中で上がっていたのは、要するに、診療拒否を受けるとか、脳性マヒだったらだめですとか。

三田座長：それは7番に「障がいを理由に受診・入院を拒否された」というのがある。

福田委員：障がい理解のことだった。発達障がいの理解がなかなか難しく、先生とのコミュニケーションが難しくと。

中島課長：例えばこれを二つに、コミュニケーション理解のことと、障がい者の状況をなかなか理解していただけないことと、その二つに分けた方が、答える方も解釈する方もわかりやすいと思うが。

中尾委員：今の2点でいいと思う。それでこちらも、もしこれがいっぱい出てくるようであれば、おそらく高次脳機能障がいの方はその医療機関が出しているので、まさかこんなことは言わないだろうと思うが、発達障がいのことも聞いているので、そういう風に工夫していただければと思う。

中島課長：工夫させていただく。

木村委員：それと絡んで、医療機関の項で、精神障がい者で本人が通院を拒否している場合に、親や家族が薬をいただいているので、ドクターに親が診察を希望すると、本人を連れて来いと言われて拒否される場合が結構多い。それだけ困っている家族がいるので、そういうものがどこかの項目に入るのかなと思った。

三田座長：それは、7番の「障がいを理由に受診・入院を拒否された」というのが、広い意味であるかもしれない。プラス、その他にも書いて、親が頼んでもとか書いて。

木村委員：どうしても本人でないと診ないというところがあるので、精神の場合、そこが非常に困っているところがある。

中島課長：たぶん細かいいろいろな意見が出てくると思うので、ある程度集約するのが選択肢なので。その他のところに書いていただくとか、最後に自由記入のところもあるので。それをどこまで分析するかも難しいのだが、そういうご意見があれば、その他のところに書いていただくか、最後の全般のところでご意見を書いていただくことで反映していただければと思う。

三田座長：今日いただいた意見はもう一度参考とさせていただく。それでも今日どうしても言い足りなかったという方があれば、作業ももうそろそろだが、教えていただければと思うが、あとはワーキングの方にお任せということによろしいだろうか。事務局の方で取りまとめていただくという形になる。次回の部会は、この基礎調査の結果がわかる部会になるかと思うので、この議論を踏まえて調査票ができたので、事務局については大変かと思うが、作業をよろしくお願いしたいと思う。そうしたら、議題の3と4と5を。報告議題だが、事務局、よろしく願います。

中島課長：今後のスケジュールを少し説明させていただく。今日の部会でいただいたご意見を踏まえて修正をかけさせていただいて、9月3日に障がい者施策推進協議会、親会議を開催する予定にしている。その後、11月中旬をめどに発送させていただき、12月中旬を締切日ということで考えている。その後分析を行って、2月ごろにこの部会を開催する時には、すべて分析しきれていないかもしれないが、その場でお示しできればと考えている。それを踏まえて、次回の来年度の部会の中では結果についてお示しできればと考えている。

井上委員：途中で、分析にあたっての別個のワーキングはしないのか？

中島課長：そのワーキングは考えていない。

古田委員：もしよかったらやってもらえないか。これとこれを組み合わせたらどう出るかというのをやってみたいので、中間段階で一度ワーキングをやってもらえたら。

中島課長：スケジュールが後半すごくタイトになってくるので、その辺はできるかどうか。

井上委員：前日もワーキングを開いていただいて、こういうところも分析しないといけないのではみたいな意見も調整させてもらった。

中島課長：もし、そういう機会ということがあれば検討させていただいて、時期等も相談させていただく。そんなにたくさんは開けないと思うが、ご意見を聞く場というのを検討させていただく。

【議題3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について、
議題4 障害者優先調達推進法に基づく大阪市調達方針の検討状況について、
議題5 その他】

中島課長：（資料13、資料14、参考資料により説明）

三田座長：今の議題3から5までで何かご質問、ご意見はあるだろうか？ないようなので、これですべての議題が終わった。時間が過ぎてしまったが、ご協力ありがとうございました。では、事務局にお返ししたいと思います。

中島課長：本日、長時間にわたってご審議いただき、ありがとうございます。本日もいただいたご意見を踏まえて基礎調査の修正をかけ、実施に向けて進めていきたいと思う。経過で申したが、9月3日に障がい者施策推進協議会の親会議を開催すること

としているので、改めて本日のご意見を踏まえた調査案について提示させていただきたいと考えている。最後の方は走ったが、総合支援法や差別解消法施行など、国の方でもいろいろと施策が展開されている。こういった状況についても配慮させていただいて、的確に対応できるように進めていきたいと思っているので、引き続き委員の皆様方のご協力もたまわるようお願いする。本日は長時間にわたりありがとうございました。

曾根係長：これをもって、大阪市障がい者施策推進協議会専門部会障がい者計画策定・推進部会を閉会とさせていただく。皆様誠にありがとうございました。